

## 特定労務管理対象機関指定審査表（2）

## C-1 水準：技能向上集中研修機関（山口県立総合医療センター）

C-1 水準…臨床研修及び専門研修に関わる業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身につける場合のため、時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える場合に設けられた水準

項目	指定要件	確認内容 【確認方法】	審査結果
1	日本専門医機構により認定された専門研修プログラム／カリキュラムの研修機関	・日本専門医機構により認定	適
2	研修の効率化を行ってもなお、36協定において年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをする必要性	・一定期間に様々な症例を経験することで、所定労働時間だけでは経験できない専門的で高度な技術・知識を習得することが必要  【理由書】	適
3	①当該病院勤務医師その他関係者の意見を聴いて作成された労働時間短縮計画 ②以下全てが記載 (1)労働時間の状況、労務及び健康管理 (2)労働時間短縮目標及び具体の取組	①医師を含む関係者が参加する合議体で議論を行い、医師労働時間短縮計画を作成  ②労働時間短縮計画は、国のガイドラインに示されたひな形をもとに作成され、全項目を記載  【評価結果通知書】	適
4	面接指導及び休憩時間確保体制	・医師に対する面接指導マニュアルを作成し、実施体制を整備 ・勤怠管理システムの導入により勤務時間を把握し、勤務間インターバル、代償休息に関するルールを定め、追加的健康確保措置の体制を整備  【評価結果通知書】	適
5	労働法制にかかる違反の有無	・違反無  【誓約書】	適
6	水準適用による地域における専攻医の確保及び地域医療提供体制への影響	当該医療機関では、救急・周産期・がん・へき地医療などの医療技術や知識を幅広く習得できるよう他の医療機関と協力・連携し、専門研修を行っている。 これまでも、適切な労務管理の下で効率的に専門研修を実施しており、毎年、一定数の専攻医を確保できている。	(適)